

令和 7 年 10 月 15 日

鴨川市長 佐々木 久之 様

鴨川市観光振興検討委員会
会長 内山 達也

鴨川市の新たな観光振興施策及びその財源の在り方について（答申）

令和 6 年 12 月 25 日付け鴨商観第 590 号にて諮問のありました鴨川市の新たな観光振興施策及びその財源の在り方について、下記のとおり答申します。

記

1 新たな観光振興施策について

鴨川市が「選ばれ続ける旅行地」になるための新たな観光振興施策は、以下のとおりとする。

【新たな観光振興施策の方向性】

- （１） DMO強化支援
- （２） 宿泊者向け施策
- （３） 事業者向け施策
- （４） 観光イベントの拡充
- （５） 観光インフラの整備

【具体的施策の検討に当たっての考え方】

- （１） 既存の観光事業については、財政状況が厳しいため、時流に合わない事業の縮小又は廃止の検討等を行い、歳出の削減及び歳入の確保を図ること。
- （２） 観光ビジョン及びコンセプトを明確にし、その実現に向けた具体的施策を検討すること。
- （３） 具体的な施策の検討と効果検証を実施するため、新たな審議会を立ち上げること。
- （４） 観光振興を目的とした基金を設置し、単年度決算にとらわれない事業の実施をすること。
- （５） ビッグデータ等を活用し、動向調査や分析を行い、新たな観光振興施策や既存事業の見直しの検討を行うこと。

2 財源の在り方について

観光振興財源の確保策として、千葉県宿泊税に鴨川市独自の宿泊税を上乗せして課税することが妥当であるとし、その基本的な考え方は以下のとおりとする。

- (1) 鴨川市宿泊税の制度は、千葉県宿泊税の制度と同一とすること。
- (2) 宿泊税の税率は150円の一律定額制を基本とし、使途や外部環境等に応じて調整すること。
- (3) 宿泊税は税収減の補填ではなく、観光地としての魅力を高め、地域の活性化を促す新たな施策に充当すること。
- (4) 宿泊税導入に当たっては、納税者や特別徴収義務者となる宿泊事業者にはもちろん、地域住民に対しても丁寧な説明を行うとともに広く周知すること。